電気通信事業法第25条第１項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注１　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

２　参考となる資料があれば添付すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第三十八中「第14条第１号に掲げる基礎的電気通信役務に係る」を「第14条第１号及び第３号に掲げる基礎的電気通信役務に係る」と、「における第14条第１号」を「における第14条第１号又は第３号」に改める。

様式第三十八の二の第１表を次のように改める。

第１表　第14条第１号から第３号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
１　第14条第１号に掲げるもの					
(1)　同号イに掲げるもの					
(2)　同号ロに掲げるもの					
(3)　同号ハに掲げるもの					
小　計					
２　第14条第２号に掲げるもの					
(1)　同号イに掲げるもの					
(2)　同号ロに掲げるもの					
(3)　同号ハに掲げるもの					
小　計					
３　第14条第３号に掲げるもの					
(1)　同号イに掲げるもの					
(2)　同号ロに掲げるもの					
小　計					
合　計					

様式第三十八の二の第１表注１②中「第14条第１号ハ及び第２号ハ」を「第14条第１号ハ、第２号ハ及び第３号ロ」に改める。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第二条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　アナログ電話用設備」を「第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備」に改める。

第三条第二項第六号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

第五十二条に次の二項を加える。

２　前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用する。この場合において、「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同項（第一号を除く。）中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、同項第一号中「アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同項第二号及び第三号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「基礎的電気通信設備」の下に「（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。）」を加え、同条第四項中「アナログ電話用設備」の下に「及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」を加え、同条に次の二項を加える。

５　第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、基礎的電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。次項において同じ。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の十二の規定中「当該電気通信回線設備」とあるのは「当該電気通信設備」と読み替えるものとする。

６　第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。